

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援 等）

当社は、業種・業界の垣根を越えた企業間連携による共創を重視し、オープンイノベーションの促進や事業承継支援など、持続可能な成長に資する取り組みを推進しています。具体的には、他企業との共同開発や技術提携を通じた新規サービスの創出や、後継者不在に悩む中小企業との連携を通じた M&A・アライアンスを通じて、地域経済の活性化とサプライチェーン全体の強靭化に貢献しています。

また、共創型ビジネスモデルの構築支援や、スタートアップ企業との試行的プロジェクトの実施などを通じ、中小企業の成長機会拡大を支援し、全体最適を見据えたパートナーシップの形成を目指しています。

b. 専門人材マッチング

当社は、デジタル技術を活用した事業推進にあたり、システムエンジニア、クラウド技術者、セキュリティアナリスト等の IT 系専門人材とのマッチングを積極的に行っております。

特に、社内外における業務プロセスのデジタル化・効率化を目的とし、プロジェクト単位での副業・兼業人材の活用や、中小企業との共同実証実験(PoC)の支援を通じて、地域・業界の垣根を越えた高度人材の流動化を促進しています。

さらに、高度な技術スキルを有する外部エンジニアとの連携を通じて、共通 EDI やクラウド基盤の設計・開発支援、サイバーセキュリティ対応の強化にも取り組んでおります。今後も、即戦力人材とのマッチング環境の整備を進め、企業間の技術連携・共創の礎となる人材ネットワークの拡充を目指します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト增加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

直接の取引先だけでなく、サプライチェーンの更に先まで価格転嫁が可能となるような価格決定を行い、その旨をサプライチェーンの隅々まで伝わるよう情報発信します。

2025年7月7日

株式会社 Labour Mobility

代表取締役・今井 健人

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。